

福岡県国際交流センター後援名義の使用承認取扱要領

1 趣旨

地域の国際化推進、県民の国際化社会への理解促進等を図る目的で行われる各種行事に対し「(公財)福岡県国際交流センター」(以下「センター」という)の後援名義の使用を承認する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

2 承認の基準

(1) 主催者

主催者が、次の各号のいずれかに該当するものであること。ただし、暴力団、暴力団員が役員となっている団体及び暴力団員と密接な関係を有する団体は承認の対象としない。

(ア) 国及び地方公共団体（公共、公団等の外郭団体を含む）

(イ) 公益法人（宗教法人を除く）

(ウ) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関

(エ) その他公共的活動を目的として結成された団体で、相当と認められるもの

(2) 行事等の内容

行事等の内容が、次の各号に適合するものであること。

(ア) 地域の国際化推進、普及又は啓発に積極的に寄与するものであること。

(イ) 営利を目的としないこと。

(ウ) 公共の福祉に反するおそれがないこと。

(エ) 法令、規則等に違反するものではないこと。

(オ) 原則として、広く県民一般を対象とするものであること。

(カ) その他、政治性をもった活動や宗教活動など、センターの公平・中立性に対し県民に疑義を生じさせるものでないこと。

(3) その他

(1) 及び(2)の基準によるほか、後援等の名義を承認したことにより、センターの信用を失墜することのないよう次の事項を周知すること。

(ア) 行事等の開催については、事故防止、環境保全対策に十分な措置が講じられていること。

(イ) 特定の企業等又は個人の宣伝に利用されないこと。

3 手続き

(1) 申請

当該行事にかかる理事長宛の申請書を主催者等から提出させるものとする。

申請書には、次の事項を記載した書類を添付させるものとする。

(ア) 開催行事の概要（要旨、行事内容、主催、後援、日時、場所、入場料など）（様式1）

(イ) 収支予算書（様式2）

(ウ) 主催者が民間団体である場合には、原則として、定款、または寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の概要、内容を示す書類、並びに暴力団排除に関する誓約書（様式3）

(エ) その他必要と認められる書類

(2) 受理及び承認

(ア) 申請書は、企画交流部において受理するものとする。

(イ) 行事の後援の承認をしたときは、申請者に対して様式4により通知するものとする。

(ウ) 承認の決裁権者は事務局長とする。

(3) 監督指導

承認後においても、次のとおり、主催者等を監督指導するものとする。

(ア) 主催者等がこの要領の趣旨に違反しないように常に注意すること。

(イ) 主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行なっていることが判明した場合には、主催者等に対してその是正を勧告すること（違反する行為が行なわれている疑いがある場合は、現地調査などを行なうこと）。

(ウ) 主催者等が上記の勧告に従わない場合は（緊急を要する場合には、直ちに）承認を取り消し、主催者等に通知するとともに必要な措置を講じるものとする。

(4) 結果の通知

行事の終了後、速やかに主催者等から実績報告書（様式5）、事業報告書（様式6）及び収支決算書（様式7）を提出させ、供覧する。

(5) 変更・中止

後援名義の承認後、やむを得ない理由により後援名義に関して変更（中止）がある場合、後援名義変更（中止）届出書（様式8）で届出させるものとする。

4 使用名義及び条件等

(ア) 使用名義は「(公財) 福岡県国際交流センター」とする。

(イ) 経費は、主催者負担とする。

(ウ) 申請事項に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

(エ) 政治活動及び宗教活動は行なわないこと。

(オ) そのほか、必要な条件を附することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。